

通所介護施設ふれあい野上 運営規程

(介護予防相当通所事業)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団まこと会が開設する通所介護施設ふれあい野上（以下「事業所」という）が行う、介護予防相当通所事業(以下「事業」という)は居宅において要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な介護予防相当通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護予防相当通所事業従業者は要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練をおこなうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2.事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 通所介護施設 ふれあい野上
- (2) 所在地 福山市野上町2丁目10番29号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 生活相談員兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名（常勤 管理者兼務）
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。
- (3) 介護職員 2名（常勤）
介護職員はサービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。
- (4) 機能訓練指導員 2名（常勤1名非常勤1名 看護職員兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能回復訓練等を行う。
- (5) 看護職員 2名（常勤1名非常勤1名 機能訓練指導員兼務）
看護職員は、サービス提供前後及び提供中、利用者の心身の状況等の把握及び、静養のための必要な措置、病状等の急変時等に主治医に連絡、指示を受け、必要な看護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間 8:30 から 17:30 までとする。ただし土曜日は 17:00 とする。

(3) サービス提供時間 9:30 から 16:00 まで

(4) その他の休日 12月31日から1月3日・8月13日から15日・国民の祝日

(介護予防相当通所事業の利用定員)

第6条 介護予防相当通所事業の定員利用は、15名とする（地域密着型通所介護の利用定員を含む）

(介護予防相当通所事業の内容)

第7条 介護予防相当通所事業の内容は次のとおりとする。

(1) 送迎 (2) 健康チェック (3) 食事サービス (4) 入浴サービス

(5) 生活指導 (6) 日常動作訓練 (7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護予防相当通所事業を提供した場合の利用料の額は、福山市長が定める基準によるものとする。

(1) 食費 1日あたり500円

(2) おむつ代

(3) 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は福山市の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

利用者は、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の指導に従うように留意すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 (1) 緊急時における対応

介護予防相当通所事業従業者は、介護予防相当通所事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(2) 事故発生時の対応について

1) 市町、利用者家族、地域包括支援センター等に連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

2) 事故の原因を解明し再発防止のために、インシデントレポートの作成（随時）、リスクマネジメント委員会の開催（随時及び毎月1回）を実施する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(虐待防止に関する措置)

第13条 事業所は利用者の人権擁護・虐待の防止のために、次の必要な措置を講じる

(1) 虐待防止に関する責任者 管理者 神辺真介

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンラインを活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針の整備。
- (4) 介護予防相当通所事業従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修実施。
- (5) 介護予防相当通所事業従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- (6) サービス提供中に従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村等に通報する。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、介護予防通所介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他の研修

2.従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3.この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団まこと会と通所介護施設ふれあい野上と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成25年5月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成26年1月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和2年7月1日から一部改訂し施行する。

この規程は、令和6年1月1日から一部改訂し施行する。